

災害が発生した場合の特例について

今年も大型の台風が日本に上陸し、いわゆる異常気象が頻発しています。台風に限らず、会社が災害に巻き込まれた場合などには、被災後の会社の復旧を考慮し、様々な税制上の特例が設けられています。万が一の備えとして特例措置などを確認しておきましょう。

I 申告、納付期限の延長

災害等で被災したことにより、**期限内に申告書等の書類の提出、税金の納付が困難である場合**、申告等の期限を延長する制度があります。これには**地域指定による延長**と**個別指定による延長**があり、以下のように取り扱われます。

	地域指定	個別指定
事由	大規模・広範囲の災害	・被災により帳簿書類等が滅失 ・ライフラインの遮断により申告が困難 ・被災の損害額の見積りに時間を要する
申請書の提出	不要	必要 (災害がやんだ後相当の期間内に提出)
申告期限	国税庁長官が地域・期限を指定し、延長する	災害がやんだ後2月以内

個別指定には、地域全体の災害でなくても、**近隣の火災により帳簿等が滅失した場合などでも受けられる場合があります**ので、被災後、落ち着いてから税務署に相談してみてください。

II 災害損失や復旧費用の計上について

会社が被災すると、様々な損失が発生し、復旧のための費用が必要になります。以下のものについては、**経費として申告が可能です**ので、計上もれることのないように注意してください。

- ・商品在庫や店舗・事務所などの固定資産の滅失・損壊したことによる損失
- ・損壊した資産の取り壊し、除去のための費用
- ・土砂その他の障害物の撤去のための費用、被災資産の現状を回復するための費用
(修繕費か、資本的支出か不明な場合、これらの費用の30%相当を修繕費とする処理が認められます)

III 資産の評価損について

棚卸資産や固定資産が、災害による著しい損傷により、**時価が帳簿価額を下回ることとなったときは**、その差額を評価損として計上することが認められます。例えば**水害により、商品が水濡れし、通常の売価では販売できなくなった場合**などに評価損として計上することが考えられます。

IV 災害損失特別勘定

上記のとおり、被災した資産の費用・損失・評価損は災害のあった事業年度で計上できますが、**復旧のための修繕費等は、修繕等を行った事業年度で経費とすることが原則**です。ただし、災害により被害を受けた資産の修繕等のため**1年以内に発生が見込まれる費用**について**災害損失特別勘定に繰入れることで、被災した事業年度の経費とすることができます**。

V 災害に伴い受け取る保険金について

災害に伴い受け取る保険金については、法人の場合、**原則として雑収入として課税対象**になります。しかし、保険金により、**固定資産を取得した場合には、圧縮記帳により、課税を繰り延べる制度**があります。

VI 災害復旧時の資金繰りについて

災害時には、復旧までに多額の費用負担や営業再開までの運転資金が必要となります。これらについては中小企業基盤整備機構や信用保証協会などが取り扱う緊急融資制度があります。被災時には取引先金融機関等にご相談ください。